

副	本
---	---

平成23年(ワ)第39604号地位確認等請求事件

平成24年(ワ)第9052号地位確認等請求事件

平成24年(ワ)第17921号地位確認等請求事件

平成24年(ワ)第36691号地位確認等請求事件

原告 丹羽 良子 外8名

被告 日本郵便株式会社

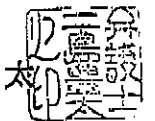
準備書面(12)

平成25年9月27日

東京地方裁判所民事第11部甲B係 御中

被告訴訟代理人弁護士

二 島 豊



同

石 川 哲 夫



同

黒 澤 佳 代



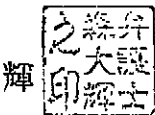
同

岡 部 美奈子



同

森 大 輝



本書面では、原告第八準備書面、第九準備書面につき、必要な範囲で反論又は回答等を行う。

第1 原告第八準備書面第4「求釈明申立」の2について

1 東京支社

東京支社においては、「65歳定年退職に伴う雇用調整状況」（甲G5）に相当する表は作成されていない。

2 関東支社

関東支社に関する「65歳定年退職に伴う雇用調整状況」（甲G5）に相当する表として、乙共14を提出する。

第2 後補充の困難性について

- 1 原告らは、後補充がなされた場合でも、後任者が短期間で辞めたような場合は「後補充が困難であった」場合にあたると主張する。

しかし、仮に、後補充として新たに採用された後任者が短期間で退職したような場合でも、その後、また新たに補充要員を確保できるのであれば、「後補充が困難であった」場合には該当しない。

現実には、原告らの所属していた各支店の各部署において、その業務は支障なく継続できている以上、後補充の困難性がないことは明らかである。

- 2 また、原告らは、要員不足により時間外労働が生じているとして、この場合、後補充の必要性、困難性がある等主張するようである。

しかし、仮に原告等の所属していた支店・部署において時間外労働が生じていたとしても、ある業務について、新規採用で対応するか、36協定（特別条項付き36協定を含む）に違反しない範囲で時間外労働により対応するかは、企業の経営判断の範囲内の問題である。

被告の業務は、年賀状、お中元、お歳暮の時期等、一定の時期は繁忙となるが、通年、同様の労働力が必要となるわけではないから、繁

忙期以外の時期に労働力に余剰が生じないように、新規採用ではなく、時間外労働あるいは短期アルバイトで対応することにも合理性がある。

原告等の所属していた支店において、36協定違反等の事実もなく、時間外労働が生じていたとしても、後補充の必要性、困難性がないことには影響はない。

- 3 なお、原告らは、原告社の所属していた佐倉支店、第二集配課において36協定違反が生じている、原告齋藤の所属する千葉支店において郵便物の配達遅れが生じている等主張し、原告らの雇止め後、業務が支障なく継続しているとはいえないと主張する。

しかし、上記のような事実はない。

また、原告深尾について、原告深尾が所属していた千葉支店においては、原告深尾が従事していたコールセンター業務につき、千葉支店外にコールセンターが発足した後も、電話の受付業務は残存しており、後補充の必要性はあったと主張する。

しかし、千葉支店外にコールセンターが発足したことにより、大部分の電話受付業務は新たなコールセンターが行うこととなり、既に主張しているとおり、千葉支店のコールセンターは廃止されている。千葉支店に残存した電話受付業務はごく一部であり、業務が大幅に縮小されたため、後補充の必要性はなかった。

更に、原告らは、主張の趣旨は不明であるが、原告石澤につき、原告石澤の担当業務であったゆうパックの業務に関して、郵便配達担当に応援をしてもらうのが日常的となっている等主張する。

しかし、準備書面（6）第5の2（9）で述べたとおり、原告石澤については、後任として、第一集配営業課3班から、原告石澤が所属していた1班に1名、人員を移動させており、補充は完了済みである

（１班の在籍人数は、原告石澤の雇止め前後で変更がない）。後補充の必要はあったが、後補充が行われている以上、そもそも「会社の都合による特別な場合」に該当する事情がないことは明らかである。

なお、その後、他の班員が欠勤した際の対応のため、ゆうパック業務につき郵便配達担当の応援がなされたことはあるが、業務は問題なく遂行されている。

第３ 第九準備書面第８の１の求釈明（原告第７準備書面の求釈明第１の１乃至４）への回答

１ 求釈明事項１、３及び４について

（１）①２０１２年３月末雇い止め対象者についての、雇用更新・再雇用された者の人数及びその理由（求釈明事項１）、②２０１１年９月末雇い止め対象者についての、支店ごとの雇用更新・再雇用された者の人数（求釈明事項３）、及び、③２０１１年９月末雇い止め対象者及び２０１２年３月末雇い止め対象者のうち、１回以上雇用更新・再雇用された者の人数及びその理由（求釈明事項４）については、各事項につき、全支店についての調査及び回答するには、莫大な手間と時間がかかる上、かかる調査・回答結果と原告ら主張との関係も不明であるから、現時点ではこれを行わない。本件訴訟との関係で、原告らにおいて、原告らが所属する支店以外の支店で、特に回答を要すると考える支店がある場合は、その理由（原告ら主張との関連性）を付した上で、これを特定されたい。

原告からあくまで調査を求める理由の開示と支店の特定がされれば、その調査・回答を行うかどうか、被告において再度検討するものである。

（２）なお、上記①乃至③に関し、原告らの所属する支店について回答

すると、原告らの所属するいずれの支店においても、2011年9月末及び2012年3月末時点において雇用更新、再雇用された者はいない（繁忙期において、一時的に、短期アルバイトとして採用された者はいるが、これは、本件における「再雇用」には含まれない。）。

したがって、上記①乃至③につき、原告らの所属する支店に関しては、該当事項はない。

2 求釈明事項2（支店名について）

準備書面（6）で述べたとおり、個人情報保護の観点から、準備書面（6）第3の1（2）に記載した雇用更新又は再雇用がなされた具体的理由に関し、それぞれの支店名の開示は控えさせていただく。

以 上